平成２１年（フ）第１２２５号
さいたま市中央区大戸３丁目10番11―302号、旧住所さいたま市中央区大戸２丁目18番18号
債務者　齋藤　雅美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５０号
埼玉県川口市芝３丁目23番13号
債務者　中村　鉄雄
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６１８号
神奈川県平塚市片岡９番地の10
債務者　鈴木　美佳
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６３８号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥３丁目５番地の15　千暮荘東棟201
債務者　石井　金作
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第５０４号
愛知県岩倉市東新町釜之口４番地１　岩倉団地４棟104号、住民票上の住所名古屋市東区代官町40番６号　ｗｉｌｌＤｏ代官町201号
債務者　柴垣　春恵
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３６９号
愛知県江南市高屋町八幡158番地
債務者　三島　一恵
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３８０号
愛知県稲沢市祖父江町森上本郷十66番地１
債務者　赤澤　謙一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７７２号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目32番18号
債務者　石田　佳世
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７９２号
兵庫県西宮市段上町２丁目19番23号ルマ・とらまつ201号
債務者　新井　広志
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１４５号
山口県山陽小野田市大字東高泊1443番地８　福原ハイツ二棟103号
債務者　伊川　静雄
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１４６号
山口県山陽小野田市大字東高泊2245番地６　コスモハイツⅠ202号
債務者　磯部　優一
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第６２３号
盛岡市馬場町10番３号　馬場荘201号、旧住所盛岡市箱清水１丁目３番４号
債務者　藤澤　和子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６４３号
岩手県岩手郡雫石町万田渡65番地１
債務者　中島　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６４６号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1180番地16
債務者　西舘　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６４９号
岩手県北上市村崎野18地割160番地62
債務者　富田　一弥
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４１１号
川崎市高津区野川3871番地　和田ハイツ203
債務者　片野　　修
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５０９号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前303
債務者　大場　富夫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１０号
川崎市高津区久末1494番地　市営住宅２棟45号
債務者　園原　克己
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係